

(趣旨)

第1条 この告示は、多古町地域おこし協力隊設置要綱(令和3年多古町告示第36号。以下「設置要綱」という。)に規定する多古町地域おこし協力隊の隊員(以下「隊員」という。)に対し、予算の範囲内において多古町地域おこし協力隊活動費等補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、多古町補助金等交付規則(昭和39年多古町規則第1号)に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者は、設置要綱第3条の規定により委嘱された隊員とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助の対象となる経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする隊員は、多古町地域おこし協力隊活動費等補助金交付申請書(別記第1号様式)に、次の各号に掲げる書類を付して町長に提出しなければならない。

(1) 地域おこし協力隊活動(新規・変更)計画書(別記第2号様式)

(2) 住居の賃貸契約書の写し

(3) 活動用車両の自動車検査証及び運転免許証の写し

(4) 通信に係る契約書の写し

(5) その他、町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 町長は、前条に掲げる申請書の提出があったときは、速やかに申請書の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定しなければならない。

2 町長は、前項に規定する決定の結果を多古町地域おこし協力隊活動費等補助金交付(不交付)決定通知書(別記第3号様式)により申請者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の交付決定に際し、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。(変更申請等)

第6条 補助金の交付決定を受けた隊員(以下「交付決定者」という。)は、交付申請時の内容に変更が生じた場合は、多古町地域おこし協力隊活動費等補助金変更(中止)承認申請書(別記第4号様式)に、次に掲げる書類を付して町長に提出しなければならない。

(1) 地域おこし協力隊活動(新規・変更)計画書(別記第2号様式)

(2) 変更後の住居の賃貸借契約書の写し

(3) 変更後の自動車検査証の写し

(4) 変更後の通信に係る契約書の写し

(5) その他、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、承認の可否を決定し、その結果を多古町地域おこし協力隊活動費等補助金変更(中止)承認(不承認)決定通知書(別記第5号様式)により交付決定者に通知するものとする。

(状況の報告)

第7条 補助金の交付を受けた隊員は、町長の要求があったときは、補助金の使用状況について、書面又は口頭で報告しなければならない。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、対象事業が完了した日から30日以内又は交付決定に係る年度の3月末日までのいずれか早い日までに、当該対象事業の実績を記載した多古町地域おこし協力隊活動費等補助金実績報告書(別記第6号様式)に、次に掲げる書類を付して町長に提出しなければならない。

(1) 事業実績調査

(2) 収支決算書

(3) 領収書等、支払いを証明する書類の写し

(4) その他、町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 町長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、当該実績報告書の書類審査等により、その報告に係る補助金の成果を確認し、交付すべき補助金の額を確定しなければならない。

2 町長は、前項の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、多古町地域おこし協力隊活動費等補助金交付確定通知書(別記第7号様式)により、交付決定者に通知するものとする。

(交付の請求)

第10条 前条第2項の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を請求しようとするときは、多古町地域おこし協力隊活動費等補助金交付請求書(別記第8号様式)を町長に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第11条 交付決定者は、補助金の交付決定額の範囲内において、概算払により補助金を請求することができるものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を請求しようとする交付決定者は、地域おこし協力隊活動費等補助金概算払請求書(別記第9号様式)に、活動費等の支払が完了したことを証明する書類の写しその他関係書類を添えて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期限までに町長に提出しなければならない。

- (1) 4月から6月まで 当該期間の属する年度の6月30日まで
- (2) 7月から9月まで 当該期間の属する年度の9月30日まで
- (3) 10月から12月まで 当該期間の属する年度の12月31日まで
- (4) 1月から3月まで 当該期間の属する年度の3月31日まで

(交付決定の取消し等)

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 設置要綱又はこの告示に基づく町長の指示に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不適当と認める事実があったとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、多古町地域おこし協力隊活動費等補助金交付決定取消通知書(別記第10号様式)により補助対象者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた者は、町長から交付された補助金の返還を要求されたときは、指定の日までにこれを返還しなければならない。

(関係書類の保存)

第13条 交付決定者は、補助事業に係る関係書類を整理し、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日より施行する。

附 則(令和7年9月4日告示第82号)

この告示は、公示の日から施行する。

別表(第3条関係)

補助対象経費及び補助金の額

補助対象経費	補助金の額
(1) 隊員に係る住宅及び駐車場の賃借料(敷金、礼金及び光熱水費を除く。)	左欄に掲げる賃借料の総額に相当する額。ただし、月額50,000円を限度とする。
(2) 地域おこし活動に係る車両の借上料及び燃料費、町内公共交通機関等の運賃	左欄に掲げる借上料及び燃料費又は運賃に相当する額。ただし、月額40,000円を限度とする(借上料を除く場合は、15,000円を限度とする)。
(3) 地域おこし活動及び地域の情報の発信に要する通信に係る経費	左欄に掲げる通信に係る経費に相当する額。ただし、月額5,000円を限度とする。
(4) 地域おこし活動に係る旅費、宿泊費その他協力隊員の移動、滞在に要する経費 地域おこし活動に係る備品、消耗品等の購入又は借上(車両は除く)に要する経費 地域おこし活動の関係機関等と行う協議等に係る事務に要する経費	上記又は左欄に掲げる経費の合計額に相当する額。ただし、一の年度においては、2,000,000円から上記、補助金の額の計を差引いた額を限度とする。この場合において、当該経費の支出が年度の中途において開始される場合は、上限額を12で除した額に当該支出のあった日の属する月以後の月数を乗じて得た額を限度とする。

地域おこし活動に必要な知識等の取得、協力隊員の能力の向上等を目的とする研修等の受講に要する経費 その他地域おこし活動のために町長が必要と認める経費	
--	--

別記第1号様式(第4条関係)

別記第1号様式(第4条関係)

多古町地域おこし協力隊活動費等補助金交付申請書

年 月 日

多古町長 様

申請者 住所
氏名
電話

年度において多古町地域おこし協力隊活動費等補助金の交付を受けたいので、多古町地域おこし協力隊活動費等補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 事業の目的及び内容

3 事業の計画

地域おこし協力隊活動（新規・変更）計画書（別記第2号様式）のとおり

4 事業完了予定年月日 年 月 日

5 添付書類

- (1) 地域おこし協力隊活動（新規・変更）計画書（別記第2号様式）
- (2) 住居の賃貸借契約書の写し
- (3) 活動用車両の自動車検査証及び運転免許証の写し
- (4) 通信契約書の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

※添付不要ものについては、削除してください。

第2号様式(第4条及び第6条関係)

別記第2号様式（第4条及び第6条関係）

地域おこし協力隊活動（新規・変更）計画書			
年 月 日			
多古町長 様			
(申請者) 住所 氏名			
1 活動の概要			
活動期間	年 月 日から 年 月 日まで		
活動の目的			
活動の概要			
2 活動内容等 (単位：円)			
活動内容	算出の根拠等	活動に係る経費の額	備考
合 計			

第3号様式(第5条第2項関係)

別記第3号様式(第5条第2項関係)

第 号
年 月 日

様

多古町長

多古町地域おこし協力隊活動費等補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度多古町地域おこし協力隊活動費等補助金については、下記のとおり交付（不交付）の決定をしたので、多古町地域おこし協力隊活動費等補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付条件
 - (1) 補助事業の内容又は経費の配分を変更(軽微な変更を除く)しようとする場合は、町長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止しようとする場合は、町長の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに町長に報告し、その指示を受けること。
- 3 不交付の理由

第4号様式(第6条第1項関係)

別記第4号様式(第6条第1項関係)

多古町地域おこし協力隊活動費等補助金変更(中止)承認申請書

年 月 日

多古町長 様

申請者 住所
氏名
電話

年 月 日付け第 号で交付決定のあった 年度多古町地域おこし
協力隊活動費等補助金について、下記のとおり変更(中止)したいので、多古町地域おこし
協力隊活動費等補助金交付要綱第6条第1項の規定により申請します。

記

- 1 変更(中止)の内容
- 2 変更(中止)の理由
- 3 変更(中止)の時期

第5号様式(第6条第2項関係)

別記第5号様式(第6条第2項関係)

第 号
年 月 日

様

多古町長

多古町地域おこし協力隊活動費等補助金変更(中止)承認(不承認)決定通知書

年 月 日付けで申請のあった多古町地域おこし協力隊活動費等補助金の
変更(中止)については、下記のとおり決定をしたので、多古町地域おこし協力隊活動費等
補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

1 承認します。

(1) 決定の内容

(2) 補助金の額	変更前	金	円
	変更後	金	円

2 承認しません。

理由

別記第6号様式(第8条関係)

多古町地域おこし協力隊活動費等補助金実績報告書

年 月 日

多古町長 様

報告者 住所
氏名
電話

年 月 日付け第 号で交付決定のあった多古町地域おこし協力隊活動費等補助金について、事業が完了したので、多古町地域おこし協力隊活動費等補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 交付決定額 金 円

2 事業の目的及び内容

3 事業の実績

(1) 活動期間

年 月 日から 年 月 日まで

(2) 活動目的

別紙のとおり

(3) 活動内容等

(単位：円)

活動内容	算出根拠	経費の額	備考
合計			

4 事業完了年月日 年 月 日

5 添付書類

その他参考となる書類

多古町地域おこし協力隊活動費等補助事業実績調書

1 報告者

住所	
氏名	

2 事業実施内容

事業期間	年 月 日から 年 月 日まで
事業内容及び実績	

多古町地域おこし協力隊活動費等補助事業収支決算書

1 報告者

住所	
氏名	

2 収入の部

(単位：円)

項 目	内 容	決 算 額	備 考
計			

3 支出の部

(単位：円)

項 目	内 容	決 算 額	備 考
計			

別記第7号様式(第9条第2項関係)

第 号
年 月 日

様

多古町長

多古町地域おこし協力隊活動費等補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった多古町地域おこし協力隊活動費等補助金については、多古町地域おこし協力隊活動費等補助金交付要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり交付額を確定します。

記

交付確定額 金 円

別記第8号様式(第10条関係)

多古町地域おこし協力隊活動費等補助金交付請求書

年 月 日

多古町長 様

請求者 住所
氏名
電話

年 月 日付け第 号で額の確定通知のあった多古町地域おこし協力隊活動費等補助金について、多古町地域おこし協力隊活動費等補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

交付請求額 金 円

振込金融機関名		本支店名	
フリガナ			
口座名義			
口座の種類	当座 ・ 普通		
口座番号			

別記第9号様式(第11条関係)

多古町地域おこし協力隊活動費等補助金概算払請求書

年 月 日

多古町長 様

請求者 住所
氏名
電話

年 月 日付け第 号で交付決定のあった多古町地域おこし協力隊活動費等補助金について、多古町地域おこし協力隊活動費等補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり概算払されますよう請求します。

記

概算払請求額 金 円

振込金融機関名		本支店名	
フリガナ			
口座名義			
口座の種類	当座 ・ 普通		
口座番号			

別記第10号様式(第12条第2項関係)

第 号
年 月 日

様

多古町長

多古町地域おこし協力隊活動費等補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け第 号で交付決定のあった多古町地域おこし協力隊活動費等補助金について、交付の決定を取り消したので、地域おこし協力隊活動費等補助金交付要綱第12条第2項の規定により通知します。

記

- 1 取消内容
- 交付決定額 金 円
- 2 取消理由